天 理 市 農 業 委 員 会　 議 事 録

・日　　時　　令和６年３月６日（水）午後１時53分～午後２時40分

・出席委員

　（農業委員）

１番　　　西　　悦子　　　　　　　　２番　　 岸本　誠行

３番　　　門𦚰　由喜子　　　　　　　４番　　 安井　義昌

５番　　　松井　義憲　　　　　　　　６番　　 川畑　　稔

７番　　　木村　　晃　　　　　　　　８番　　　榎堀　秀樹

９番　 　 藪内　清光　　　　 １０番 　 西口　恵紹

１１番　　 上田　喜史　　　　　　　１２番 　 　中井　順一

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　東田　行三　　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏

前栽地区　　谷　　昭良　　　　　　井戸堂地区　　松本　和成

二階堂地区　　藏本　純次　　　　　　　朝和地区　　奥野　雅信

　朝和地区　　石井　照夫　　　　　　　櫟本地区　　奥出　善嗣

　柳本地区　　杉田　義正　　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦

・事務局職員

　　　事務局長　　奥田　　彰　　　　　　　　　係長　　德永　佳代

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第３号　　その他

　　　　　　　　①市街化区域の専決処分について（報告）

②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

事務局長（奥田　彰）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。定刻の時間より早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今より３月定例委員会を開催いたします。

　本日出席の農業委員は12名で、委員会は成立しております。

　次に、委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

　それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行を議長にお願いいたします。

議長（松井義憲）

　皆さん、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。新聞紙上や研修会でも地域計画策定についてのお話がありますが、大変忙しいとは思いますが、地域の将来計画の作成にご協力をよろしくお願いしたいと思います。なお、今日は議案が３条

の許可申請だけですが、これから議事に入っていきたいと思います。

まず、３月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させて

いただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　ご同意いただきましたので７番　木村委員と、８番　榎堀委員にお願いいたします。

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局係長（德永佳代）

　それでは、議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」11件について説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

１番と２番は同時申請で、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転の売買で

す。

場所の地図は共に、議案書の３ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番、２番表記のとおりで

す。

３番申請は、譲渡人が高齢で耕作出来ない事を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の３ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番と５番は同時申請で、ともに譲渡人が耕作出来ない事を事由とする所有権移

転の売買です。

場所の地図は共に、議案書の４ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番、５番表記のとおり

です。

６番申請は、譲渡人の農業経営縮小を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の４ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は６番表記のとおりです。

７番申請は、新規就農を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の５ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人は７番表記のとおりです。

新規就農ですので、２月29日に松井会長と地区担当の藪内農業委員、辻󠄀沢推進

委員、事務局職員で新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は41歳、橿原市で飲食業をされています。

農地取得の動機は息子さんが森の幼稚園に通い、親子で農業体験をしたことから

命の循環や食の大切さを考え、農業をして福住町を息子のふるさとにしたいと思っ

たとのことです。

営農計画は農業経験が森の幼稚園での体験だけです。申請地隣地の空き家を購入

する契約をしており、小さな畑や田を無農薬・無肥料の自然農法で作ろうと考えて

います。農業機械は所有していませんが、近隣の友人から借りる約束をしています。また、地元井之市の農家組合とも協議できております。

農業従事予定日数は、月に20日、年間で240日程度です。収穫物は自家消費の他、

自営の飲食店で使えればと考えています。

面接を務められた藪内委員や辻󠄀沢委員からは、無農薬の自然農法は収量がどれほ

どとれるのか難しく、また、近所から病害虫などの苦情が出ないように管理に十分

気を付けて下さい、地元によく相談してくださいと意見がありました。

８番から10番は同時申請で、いずれも譲渡人が耕作できないことを事由とする所

有権移転の売買及び贈与です。

場所の地図は共に、議案書の６ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は８番から10番表記のとおり

です。

11番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の６ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は11番表記のとおりです。

以上、11件の申請は農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に

必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当し

ないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、ご承認いただきましたので、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」

事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第２号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画８件について説明

させていただきます。議案書７ページをご覧ください。

　１件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、いちごの農業用施設用地として利用する賃貸借で、新規集積となります。

　２件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積と期間の更新となります。

　３件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

　４件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田、畑として利用する使用貸借で、新規集積となります。

　５件目と６件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権

利の種類及び期間は議案書に表記するとおりです。いずれも、なら担い手・農地サポ

ートセンターを通した案件で、畑として利用する使用貸借で、新規集積となります。

　７件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。水田として利用する賃貸借で、期間の更新となります。

８件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は議案書に表記するとおりです。水田として利用する賃貸借で、期間の更新となります。以上でございます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご承認いた

だいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第３号　その他①２月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第３号　その他①２月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたします。

資料番号１をご参照ください。令和６年２月分の市街化区域 転用届出といたしま

して、４条届出は青空駐車場２件で717㎡、５条届出が宅地、資材置場１件で826㎡

でした。

市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました「２月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

次に、議案第３号　その他②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について、事務局より

報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第３号　その他②生産緑地地区の取得の斡旋依頼についてご説明させていただ

きます。天理市より農業委員会に生産緑地地区の取得の斡旋依頼がまいりました。

２件４筆の買取り申出となっております。それぞれ農地の所在地等と場所の地図

をつけておりますのでご確認ください。

買取り希望をされる方がおられましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

なお、回答期限の都合上、期間が短いですが、３月19日までに農業委員会事務局ま

でご連絡いただきますようお願いいたします。

買取り希望がない場合は連絡不要とさせていただきます。

　以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告がありました、生産緑地地区の取得の斡旋について、何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、買取り申出の希望があるようでございましたら、３月19日までに農業委

員会事務局まで申し出てください。

以上をもちまして、本日の委員会の案件は全て終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

ないようでしたら事務局の方から連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田　彰）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・令和６年度定例農業委員会開催予定日について

　・相続登記の義務化の周知について

　・盛土規制の周知について

　・地域計画策定について

　・「これからの野菜の育て方・売り方」セミナーについて

議長（松井義憲）

それではこれをもちまして３月の定例委員会を閉会させていただきます。

　本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ６年 ３月 ７日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員